

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成23年11月21日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

## 1 一般競争入札に付する事項

### (1) 工事件名

伏見水環境保全センター合流系汚水ポンプ吐出管部点検施設築造工事

### (2) 工事概要

ア 本体作業土木	一式
イ 本体仮設工	一式
ウ 本体築造工	一式
エ 場内管路工	一式
オ 場内・進入道路工	一式
カ 場内植栽工	一式
キ 構造物撤去工	一式

### (3) 工期

契約の日から平成24年7月31日まで

### (4) 工事場所

京都市伏見区横大路千両松町 地内

## 2 参加資格等に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき、平成23年度の土木工事の種目のランクが「C2」であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から参加資格の確認までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法の定めるところにより、本件工事の施工に必要な監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、配置予定の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加の申出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更に

については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないものとする。

(4) 本件入札の一般競争入札参加資格確認通知日において、京都市上下水道局が公告した土木工事の種目における一般競争入札で、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されていないこと、又は落札決定に至っていない同種目の他の入札において低入札価格調査の対象となる応札を行っていないこと。

(5) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付

(1) 問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス

[http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/soshiki/27-1-4-0-0\\_6.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/soshiki/27-1-4-0-0_6.html)

(2) 交付期間

この公告の日から平成23年11月25日(金)午後5時まで

(3) 交付方法

(1)の用度課のホームページに入札公告と併せて入札参加資格確認申請書等を掲示するので、用度課のホームページから当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。

4 入札方式及び競争入札の参加資格の確認手続

(1) 入札方式

ア 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

イ 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード(本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。)を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信すること。

(2) 参加資格の確認の申請

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を添付のうえ、京都市電子入札システムへ送信し、入札参加資格について審査を受けること。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 2(3)に掲げる条件に関する書類等

(3) 申請書類の提出期間

この公告の日から平成23年11月25日(金)までの午前9時から午後5時まで

(4) 参加資格の確認の通知並びに工事の設計書及び図面等について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、平成23年12月1日(木)に、確認結果を電子メールで送信するので、京都市電子入札システムにより確認する

こと。

工事の設計書及び図面については、京都市電子入札システムにて一般競争入札参加資格確認通知書を印刷し、平成23年12月9日（金）までに株式会社平安光業（京都市中京区丸太町通烏丸西入常真横町187番地 電話075-231-1179）において購入すること（購入時間は、午前9時から午後5時までとする。）。この参加資格の確認の通知日から平成23年12月9日（金）までの期間に設計書及び図面の購入をされなかった場合、積算不能として本件入札に参加することができない。

(5) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、管理者に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成23年12月5日（月）までに、3(1)の場所に提出すること。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成23年12月7日（水）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(6) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時まで、京都市上下水道局契約規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、京都市上下水道局が公告した当該種目における一般競争入札において、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき、又は落札決定に至っていない同種目の他の工事入札において低入札価格の対象となる応札を行ったとき。

ウ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

エ ア、イ及びウに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

オ その他管理者が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

5 工事概要説明会

説明会を次のとおり行う。

(1) 場所

3(1)の場所の入札室

(2) 日時

平成23年12月8日(木) 午前10時から

(3) その他

この説明会に出席しない場合、本件入札に参加することはできない。

6 入札期間及び開札日時

(1) 入札期間

平成23年12月19日(月)、20日(火)及び21日(水)の午前9時から午後5時まで

(2) 開札日時

平成23年12月22日(木) 午前9時から開札し、落札者を決定する。

なお、落札者に対しては、落札結果を電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信する。

(3) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、3(1)の場所で閲覧に供し、併せて上下水道局ホームページにおいて公表する。

(4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額にて入札すること。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札の無効

京都市上下水道局契約規程第12条各号(第3号を除く。)に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とする。

9 その他

(1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けないものではない。

(2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約保証金 必要

(5) 前払金 有

- (6) 中間前払金又は部分払 契約時選択
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。
  - ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。
  - イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

（上下水道局総務部用度課）